

蟹江町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

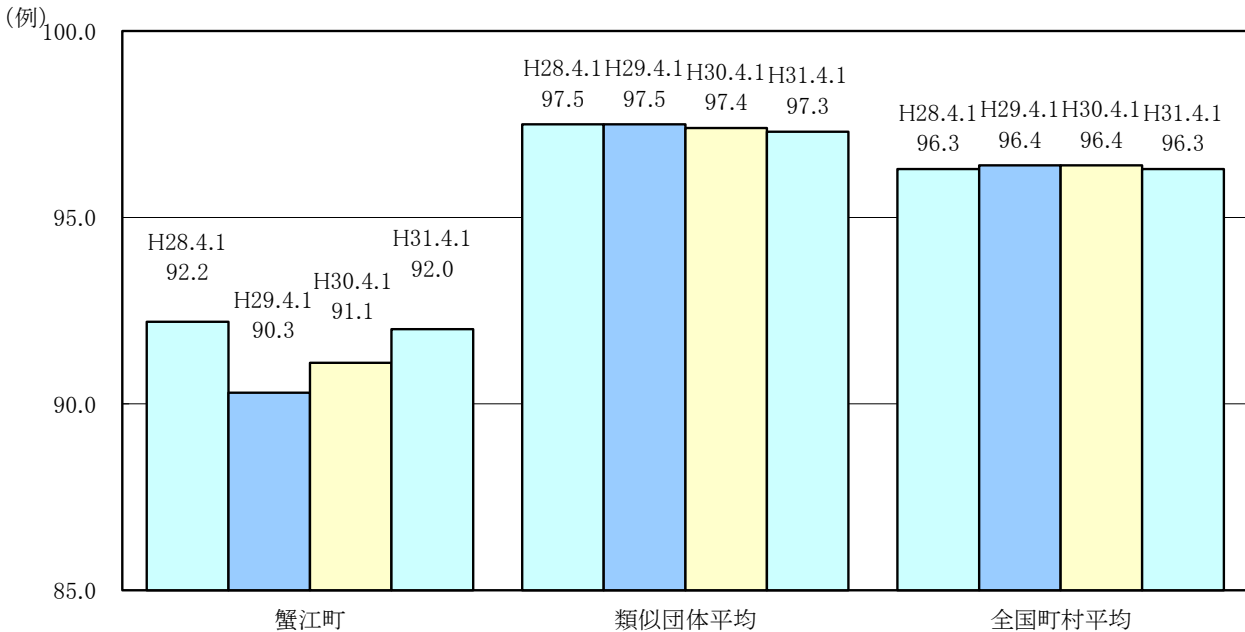
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 37,700	千円 11,356,690	千円 399,035	千円 2,136,810	% 18.8	% 19.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 284	千円 910,842	千円 234,032	千円 379,396	千円 1,524,270	千円 5,367	千円 5,792

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合は、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
（内容） 給料表について、国の見直し内容と同様に引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準6%に対し、蟹江町においても6%を支給。
（実施時期） 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日時点は6%を支給。
（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	平成31年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%
蟹江町の支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
蟹江町	38.1 歳	277,600 円	374,363 円	320,538 円
愛知県	41.7 歳	322,768 円	434,744 円	382,962 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	41.3 歳	305,414 円	376,330 円	339,452 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	公 務 員			民 間			参 考 A/B	
		職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
蟹江町	55.7 歳	10 人	261,400 円	291,290 円	277,100 円	—	—	—	—
うち学校給食員	55.8 歳	4 人	259,800 円	277,425 円	275,400 円	調理師	42.5 歳	270,800 円	1.02
うち自動車運転手	— 歳	1 人	—	—	—	—	—	—	—
うち保育所調理員	55.4 歳	5 人	256,800 円	273,800 円	272,200 円	調理師	42.5 歳	270,800 円	1.01
愛知県	53.2 歳	257 人	313,063 円	374,798 円	357,514 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	50.9 歳	9 人	296,059 円	329,225 円	314,491 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
蟹江町	—	—	—
うち学校給食員	4,544,200 円	3,685,400 円	1.23
うち運転手	—	—	—
うち保育所調理員	4,497,300 円	3,685,400 円	1.22

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成28～30年の3カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人が特定されるものについては公表していません。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区	分	蟹江町	愛知県	国
一般行政職	大学卒	180,700円	188,100円	180,700円
	高校卒	148,600円	153,700円	148,600円
技能労務職	高校卒	—	142,600円	—
	中学卒	—	131,000円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	252,800円	344,400円	368,300円	387,300円
	高校卒	—	—	339,200円	322,800円
技能労務職	高校卒	—	253,500円	259,800円	260,000円
	中学卒	—	—	—	—

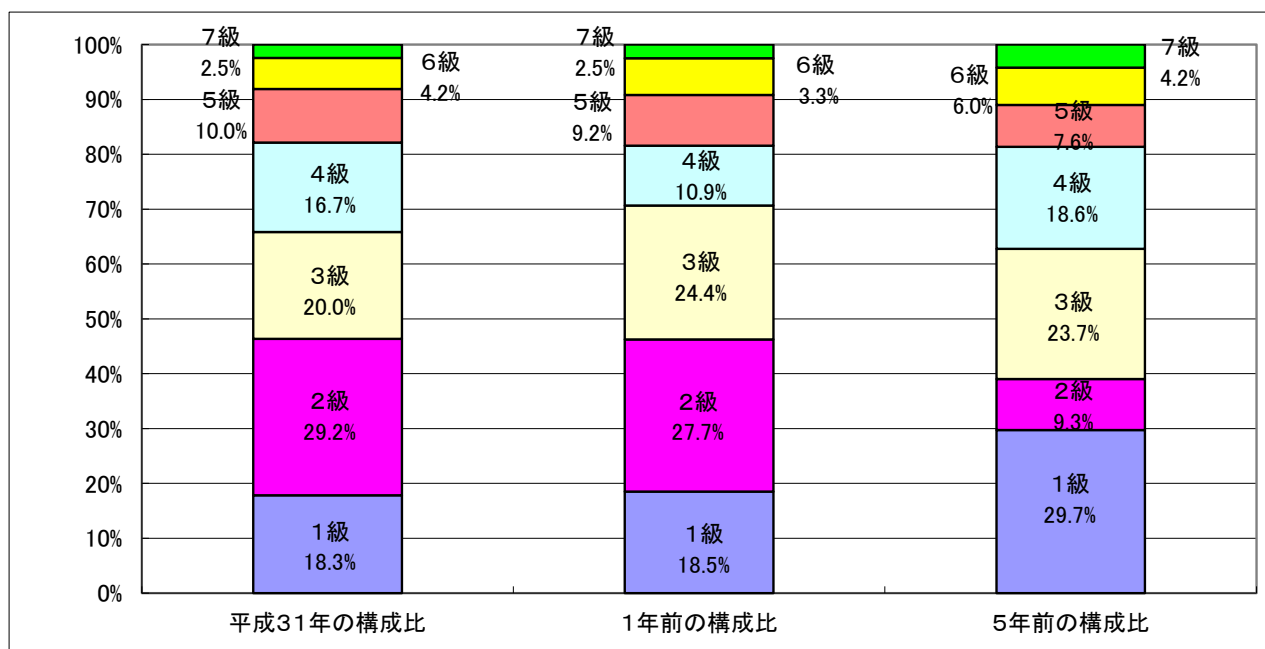
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

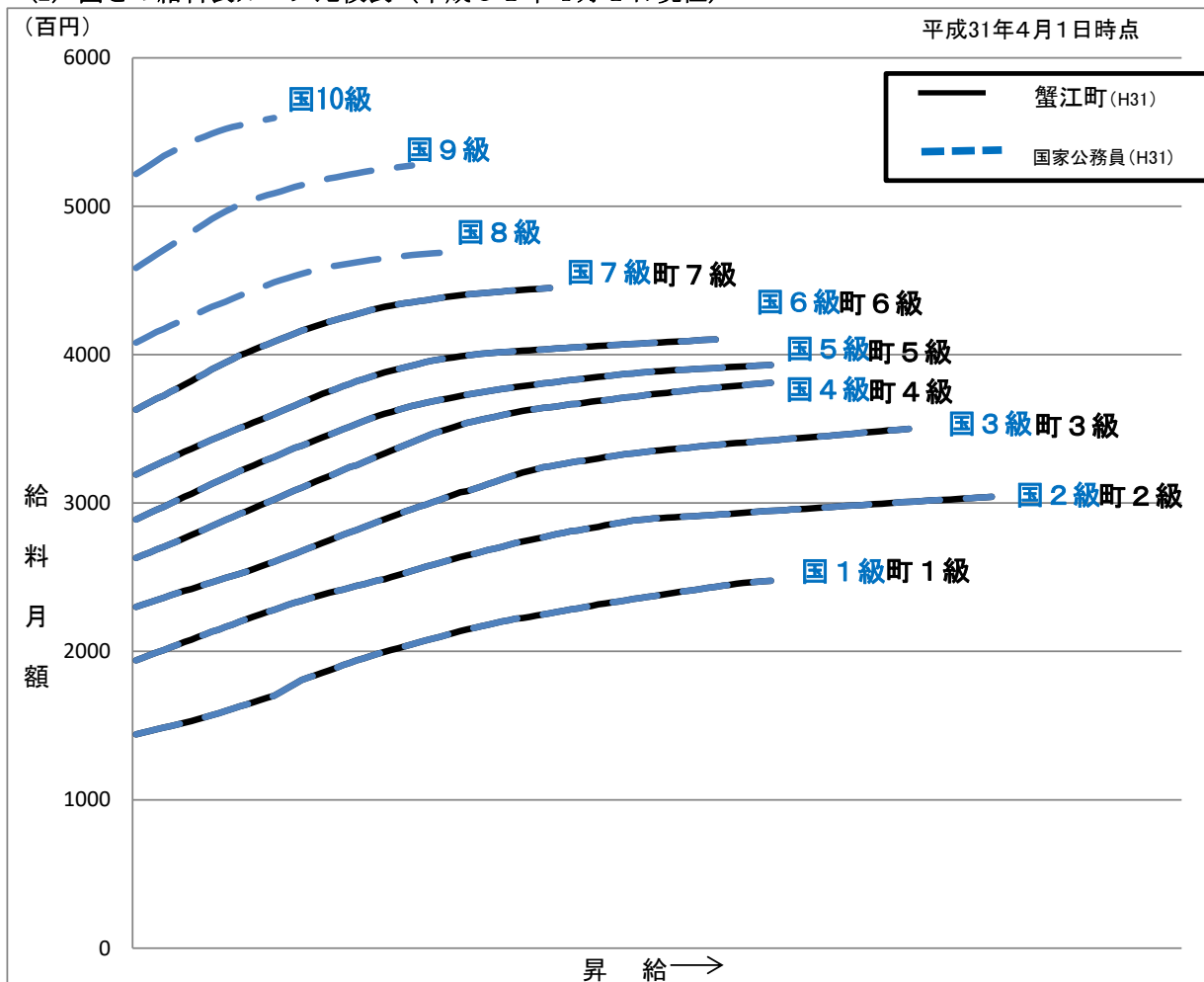
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	3人	2.5%	362,900円	444,900円
6級	次長	7人	5.8%	319,200円	410,200円
5級	課長	12人	10.0%	288,900円	393,000円
4級	課長補佐	20人	16.7%	263,000円	381,000円
3級	係長・主査・主任	24人	20.0%	230,000円	350,000円
2級	主事	35人	29.2%	194,000円	304,200円
1級	主事	22人	18.3%	144,100円	247,600円

(注) 1 蟹江町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（蟹江町）

平成31年4月2日から令和2年4月1日	管理職		一般職	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

蟹江町	愛知県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,394 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,822 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~20% ・管理職加算 4~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(蟹江町)

平成31年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

蟹江町	国
(支給率) 自己都合 19.6695 月分 勤続20年 28.0395 月分 勤続25年 39.7575 月分 勤続35年 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%) (退職時特別昇給 無)	(支給率) 自己都合 19.6695 月分 勤続20年 28.0395 月分 勤続25年 39.7575 月分 勤続35年 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)
1人当たり平均支給額 2,768 千円	19,270 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)	57,233 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	192,056 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
蟹江町	6%	301人	6%

(4) 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		7,149 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		60,583 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		40.0 %		
手当の種類（手当数）		9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
行旅病死取扱手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人取扱いのため現場に出張し業務に従事したとき	0 千円	日額 2,000 円
伝染病発生等防疫手当	右記業務に従事した職員	感染症発生、伝は又は感染の恐れのあるとき、防疫のため現場に出張し指導消毒に従事したとき	0 千円	日額 1,000 円
滞納整理手当	右記業務に従事した職員	町税及び国民年金保険料の滞納整理のため個別徴収に従事したとき	504 千円	徴収した金額の1,000分の5を乗じて得た額に期別納付書1枚につき50円を乗じて得た額を加えた額
昆虫駆除手当	右記業務に従事した職員	昆虫駆除に従事したとき	0 千円	日額 300 円
犬猫死体処理手当	右記業務に従事した職員	犬猫死体処理に従事したとき	17 千円	1回 1,000 円
不規則業務手当	消防士	不規則業務に従事したとき	2,2870 千円	1夜間 500 円
救急救命士手当	救急救命士	救急救命業務に従事したとき	299 千円	1回 100 円
消防火災救急出動手当	消防士	火災及び救急出動に従事したとき	2,062 千円	火災 1回 300 円 救急 1回 250 円
保育士手当	保育士	保育業務に従事したとき	1,980 千円	日額 130 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	73,452 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	287 千円
支給実績（29年度決算）	62,089 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	242 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者・・・月額13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき・・・ 月額6,500円 配偶者がいない場合の扶養親族1人ま で・・・月額11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子の加算・・・月額5,000 円	同		24,345 千円	231,860 円
住居手当	借家の場合・・・ 月額12,000円を超える家賃額に応 じ月額27,000円を限度に支給	同		14,420 千円	294,269 円
通勤手当	公共交通機関を利用する場合 運賃額に応じ月額55,000円を限度 に支給(6ヶ月定期券等の価格を一括支 給) 自動車等を使用する場合 通勤距離に応じて月額2,000円～ 31,600円を支給(2km未満不支 給)	同		11,804 千円	59,616 円
管理職手当	7級の者 月額79,600円 6級の者 月額66,400円 5級の者 月額59,000円 4級以下の者 月額44,400円	異	支給区分 支給額	30,581 千円	711,181 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が、次のとおり 勤務した場合に、勤務一回につき以下の 金額を支給する。 1 臨時又は緊急の必要その他の公務の 運営の必要により週休日又は祝日法によ る休日等若しくは年末年始の休日等(週 休日等)に勤務した場合 7級及び6級の者 8,000円 5級及び4級以下の者 6,000円 2 災害への対処その他の臨時又は緊急 の必要により週休日等以外の日の午前0 時から午前5時までの間であって正規の 勤務時間以外の時間に勤務した場合 7級及び6級の者 4,300円 5級及び4級以下の者 3,500円	異	支給区分 支給額	912 千円	28,509 円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日 において、勤務を命ぜられた職員に対 して、勤務1時間につき、勤務1時間当 たりの給与額に100分の135を乗じて 得た額を支給する。	同		4,032 千円	106,108 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 に勤務することを命ぜられた職員に対 して、勤務1時間につき、勤務1時間当 たりの給与額に100分の25を乗じて得 た額を支給する。	同		3,332 千円	87,672 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、 勤務1回につき4,900円を支給す る。	異	支給額	4,753 千円	74,265 円

5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	895,000 円 () 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 920,000 円/585,600 円	
	副 町 長	745,000 円 () 円)	760,000 円/536,000 円	
報 酬	議 長	410,000 円 () 円)	499,000 円/227,000 円	
	副 議 長	325,000 円 () 円)	430,000 円/182,000 円	
	議 員	300,000 円 () 円)	400,000 円/157,000 円	
期 末 手 当	町 長	(30年度支給割合)		
	副 町 長	3.35 月分		
退 職 手 当	議 長	(30年度支給割合)		
	副 議 長	3.35 月分		
備 考	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	895,000円×在職月数×0.392	16,840,320 円	任期毎
		745,000円×在職月数×0.235	8,403,600 円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

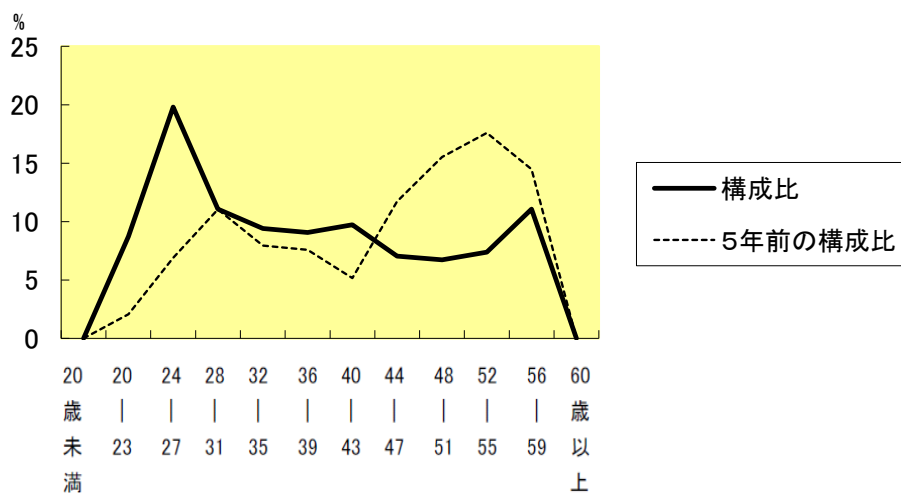
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

分	区	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成31年	平成30年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3	0	
		総務	43	40	3	
		税務	17	17	0	
		民生	110	107	3	
		衛生	17	16	1	
農林水産		3	3	0		
商工		6	6	0		
土木		13	12	1		
	計	212	204	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.01人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 65.10人)	
	教育部門	25	26	▲1		
	消防部門	53	54	▲1		
	小 計	290	284	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 76.62人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 51.08人)	
公 営 会 企 業 部 等 門	水 道	5	5	0		
	下水道	5	5	0		
	その他	6	6	0		
	小 計	16	16	0		
		306 [323]	300 [323]	6 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.85人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (31年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 33	人 61	人 38	人 29	人 21	人 32	人 20	人 21	人 16	人 35	人 0	人 306

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	191	198	199	201	204	212	21 (11.0%)
教育	28	26	26	27	26	25	▲3 ▲10.7%
消防	51	52	53	54	54	53	2 (3.9%)
普通会計	270	276	278	282	284	290	20 (7.4%)
公営企業等会計	15	15	16	16	16	16	1 (6.7%)
総合計	285	291	294	298	300	306	21 (7.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 651,156	千円 55,652	千円 29,558	% 4.5	% 5.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 5	千円 19,439	千円 2,641	千円 7,478	千円 29,558	千円 5,912	千円 6,181

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、31年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
蟹江町	42.6 歳	290,449 円	493,964 円
団体平均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

蟹 江 町		蟹江町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(30年度) 1,496 千円		1人当たり平均支給額(30年度) 1,394 千円	
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分		(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	
勤勉手当 1.85 月分 (0.80) 月分		勤勉手当 1.85 月分 (0.80) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(31年4月1日現在)

蟹 江 町			蟹 江 町 (一 般 行 政 職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)	
(退職時特別昇給	無)		(退職時特別昇給	無)	
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	2,768 千円	19,270 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		1,136 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		227,117 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
蟹江町	6 %	5 人	6 %

エ 特殊勤務手当(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	0

オ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	1,552 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	388 千円
支給実績(29年度決算)	3,274 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	646 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	配偶者・・・月額13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき・・・月額6,500円 配偶者がいない場合の扶養親族1人まで・・・月額11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算・・・月額5,000円	同		876 千円	876,000 円
住居手当	借家の場合・・・月額12,000円を超える家賃額に応じ月額27,000円を限度に支給	同		0 千円	0 円
通勤手当	公共交通機関を利用する場合 運賃額に応じ月額55,000円を限度に支給(6ヶ月定期券等の価格を一括支給) 自動車等を使用する場合 通勤距離に応じて月額2,000円～24,500円を支給(2km未満不支給)	同		101 千円	50,400 円
管理職手当	7級の者 月額79,600円 6級の者 月額66,400円 5級の者 月額59,000円 4級以下の者 月額44,400円	同		708 千円	708,000 円